東近江市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市介護保険条例の一部を改正する条例

東近江市介護保険条例(平成17年東近江市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度 まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1)介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1 項第1号に掲げる者 28,440円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 42,840円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,080円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 56,160円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 62,400円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 74,880円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 81,120円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 93,600円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 106,080円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 118,560円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 131,040円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 143,520円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 149,760円

第9条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「17,880円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「17,880円」に、「31,200円」を「30,360円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,720円」を「17,880円」に、「43,680円」を「42,840円」に改める。

第11条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は 第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項 第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第9条及び第11条第3項の規定は、令和6年度以後の年

度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお 従前の例による。

提案理由

第9期東近江市介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料を改定したく、本議案を提出するものである。